

練馬区環境審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、練馬区環境基本条例(平成18年6月練馬区条例第58号。以下「条例」という。)第22条第6項の規定に基づき、練馬区環境審議会(以下「審議会」という。)の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 条例第22条第4項に掲げる委員の構成は、つぎのとおりとする。

- (1) 区民 9人以内
- (2) 事業者 4人以内
- (3) 学識経験者 3人以内
- (4) 教育関係者 2人以内
- (5) 関係行政機関の職員 2人以内

(会長および副会長)

第3条 審議会に会長および副会長を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第4条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員の3分の1以上の者から審議会の招集の請求があったときは、審議会を招集しなければならない。

(定足数および表決数)

第5条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に関係者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 7 条 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が公開することを適当でない
と認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、環境部環境課において処理する。

(平 22 規則 31・平 27 規則 13・一部改正)

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、区長が定
める。

付 則

この規則は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

付 則(平成 22 年 3 月規則第 31 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 27 年 3 月規則第 13 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。